

藤沢市障がい者差別解消支援地域協議会設置要綱

制定 2016年（平成28年）5月26日

（趣旨）

第1条 この要綱は、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）第17条第1項に規定する障がい者差別解消支援地域協議会の設置並びにその組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 法第17条第1項に規定する障がい者差別解消支援地域協議会として、藤沢市障がい者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第3条 協議会は、次に掲げる事項について協議・検討、並びに情報の共有を行う。

- （1） 障がいを理由とする差別を解消するために必要な情報を交換すること
- （2） 障がい者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障がいを理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うこと
- （3） 前2号に掲げるもののほか、協議会が必要と認める事項

（委員）

第4条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- （1） 障がい者又は障がい者の家族
- （2） 学識経験者
- （3） 医療関係者
- （4） 商業関係者
- （5） 労働関係者
- （6） 教育関係者
- （7） 権利擁護関係者
- （8） 福祉関係者
- （9） 市職員
- （10） 前各号に掲げるもののほか、市長が認めた者

（委員の任期）

第5条 委嘱された委員の任期は、2年以内とし、再任を妨げない。ただし、同期間は、委嘱する日の属する年度の翌年度末をもって終了するものとする。

2 補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（代表）

第6条 協議会に代表を1人置き、委員の互選によりこれを定める。

2 代表は、協議会を代表し、会務を総括する。

（副代表）

第7条 協議会に副代表を1人置き、代表が協議会の会議において指名する。

2 副代表は、代表を補佐し、代表に事故があるとき、又は代表が欠けたときは、その職務を代理する。

(協議会の会議)

第8条 協議会の会議は、原則年2回以上開催し、市長の要請に基づき、代表が招集する。ただし、代表及び副代表が選出されていないときは、市長がこれを行う。

(意見等の聴取)

第9条 協議会は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(報酬)

第10条 協議会の委員の報酬は、藤沢市非常勤の特別職職員の報酬に関する規則（昭和43年藤沢市規則第22号）に定めるところによる。

(庶務)

第11条 協議会の庶務は、福祉部障がい者支援課及び経済部産業労働課が行う。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会に諮った上で、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、制定の日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。